

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 民間活動に合わせた自治体の基盤整備検討を機動的に支援します！

関東地方整備局 企画部

平成30年度官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業(官民連携基盤整備推進調査費)第1回募集分について、関東地方整備局管内から下記の支援箇所が決定されましたのでお知らせします。(詳細は本文資料(PDF)別添(1)資料参照)

調査計画名	実施主体
たちなか地区の賑わい創出による地域活性化のための基盤整備検討調査	茨城県
千葉市稲毛駅前周辺における地域活性化のための基盤整備検討調査	千葉市
西毛・甘楽富岡観光の新たなゲートウェイ(道の駅)を富岡 IC 付近に設置するための検討調査	富岡市
広域的なネットワークの飛躍的向上を活かした相模原 IC 周辺における小さな拠点の形成に向けた検討調査	相模原市
官民連携による賑わい創出のための玉川野毛公園拡張整備検討調査	世田谷区

配付資料

本文資料(PDF)別添(1) :

平成30年度 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業
第1回実施事業一覧(関東地方整備局管内分)

参考資料 :

国土交通省(本省)プレスリリース資料 1式

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [8717 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_0000544.html

2. 建設技術展示館リニューアルオープン平成 30 年 5 月 17 日(木)から開館

関東地方整備局 企画部
関東技術事務所

関東地方整備局では、新技術の効率的・効果的かつ適切な活用の推進と整備局の事業紹介等を目的に関東技術事務所構内に平成 11 年度から「建設技術展示館」を常設で開設しています。

今回は、第 14 期目のリニューアルとなり、労働人口の減少と高齢化問題や景気の低迷による建設投資額の減少から建設業界の担い手減少といった危機的な状況が大きな課題となっており、その解決策として、「担い手確保」への取組に関する展示(19 者)や社会資本の効率的・効果的な施工時の品質管理や維持管理の向上及び労働人口をサポートするために必要となる「生産性向上(i-Construction)」に視点を向けた展示(48 者)を行います。

リニューアルオープン式典を平成 30 年 5 月 17 日(木)13 時 00 分より建設技術展示館で開催します。(詳細はチラシをご覧ください。)

オープンイベントでは、「特別講演」「展示者による展示説明」を行いますのでぜひご来館下さい。

特別講演：「建設技術の新たなステージ～i-Construction～」14 時 30 分～15 時 30 分
立命館大学環境都市工学科教授建山和由氏

一般の方は、平成 30 年 5 月 17 日(木)の 13 時 30 分のテープカット以降から入館可能となります。

【リニューアル後の開館日等】

展示期間：平成 30 年 5 月 17 日(木)～平成 32 年 3 月 31 日(火)

開館日：平日(火～金)の週 4 日開館(祝祭日及び年末年始は除く)


開館時間：10 時 00 分～16 時 00 分

※建設技術展示館については、関東技術事務所または建設技術展示館のホームページをご覧ください。

関東技術事務所ホームページ：http://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/kangi_index005.html

建設技術展示館 HP：<http://www.kense-te.jp/>

別紙・参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1051 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000377.html

3. 平成30年度 工事事務防止「重点的安全対策」 ～工事安全対策の向上に向けた具体的な安全対策の策定～

関東地方整備局 企画部
港湾空港部

関東地方整備局では、平成13年度より「重点的安全対策」を定め、工事事務の防止に努めているところです。

管内における平成29年度3月末日現在の工事事務は、58件発生しており、前年度同日付けの64件と比較すると6件少なく、死亡事故は発生しませんでした。


今年度も工事事務防止に向け、工事安全対策の徹底を図るため、本文資料(PDF)別添のとおり「平成30年度重点的安全対策」を定め、管内関係事務所に通知すると共に、関係業団体に会員各社への周知を依頼し、工事安全対策の向上に努めることとしました。

また、平成29年度に発生した事故の要因や発生状況を鑑み、「V事故防止」の重点的安全対策項目に機械・工具・仮設資材等の適切な取扱い及び、建設機械等や荷役運搬機械等の転倒・転落防止に関する項目を追加しました。

平成29年度の事故発生状況の詳細や事故事例については、関東地方整備局ホームページに掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000013.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1138 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/edogawa_00000116.html

4. 歴史まちづくり法10周年記念シンポジウムを開催します

関東地方整備局 建政部

地域の歴史・文化資源を活かしたまちづくりを進めるため、平成20年に「歴史まちづくり法」が制定されて10年を迎えます。

法制定10周年を契機として、歴史まちづくりに対する機運を醸成し、全国的な歴史まちづくりの取組の更なる推進を図るため、「歴史まちづくり法10周年記念シンポジウム」を開催いたします。

- 1.日時：平成30年5月11日(金) 14時00分～
- 2.場所：ウエスタ川越(入場無料)(埼玉県川越市新宿町1-17-17)
- 3.主催者：歴史的景観都市協議会、文部科学省、農林水産省、国土交通省
- 4.内容：(1)西村幸夫氏(神戸芸術工科大学教授)による基調講演
(2)8都市の首長による意見交換
(テーマ)

- ・歴史まちづくりの取組の概要とその効果について
- ・今後の歴史まちづくりのあり方について

(コーディネーター)

西村幸夫氏(神戸芸術工科大学教授)

(パネリスト)

三重県亀山市長、高知県佐川町長、岡山県高梁市長、
埼玉県川越市長、宮崎県日南市長、福島県国見町長、
和歌山県湯浅町長、新潟県村上市長

※詳細は本文資料(PDF)別添のとおり

5.参加申込

シンポジウムは公開にて行いますが、事前の申し込みが必要です。

なお、参加申込多数の場合は期限前でも受付を終了させていただく場合があります。

(1)報道関係者

取材ご希望の方は、5月9日(水)12時までに、本文資料(PDF)別紙1「取材申込書」によりFAXで、国土交通本省あてお申込みください。

(2)一般参加者

参加ご希望の方は、4月25日(水)までに、下記項目を記入のうえ、申込先までe-mail又はFAXにてお申込みください。

■記入項目：


- (1)氏名(ふりがな)、(2)住所(市町村名のみ)
- (3)申し込み区分(個人・会社・団体・行政関係・その他)
- (4)連絡先(e-mail、電話(携帯電話可))

■申込先：川越市都市計画部都市景観課

e-mail：toshikeikan@city.kawagoe.saitama.jp

FAX：049-225-9800

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [3295 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yanba_00000076.html

5. ～みんなでタイムラインプロジェクト～

「逃げキッド使い方ガイド」の配信を開始します。

鬼怒川・小貝川大規模氾濫に関する減災対策協議会

市町、県、国で構成する鬼怒川・小貝川上下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会では、「みんなでタイムラインプロジェクト」を推進しています。

今年度は、小中学生向けのマイ・タイムライン教材「逃げキッド」を使って、5000名の流域住民の方々への広域的な展開を行っていく予定です。

このたび、逃げキッドを活用し、マイ・タイムラインの検討をお手伝いするツールとして、「逃げキッド使い方ガイド」という動画を下館河川事務所ホームページに公開いたします。この動画は、逃げキッドの使い方やタイムラインの考え方を解説しており、動画をみながら手軽にマイ・タイムラインを検討することができます。

「逃げキッド使い方ガイド」については、こちらの URL をご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00285.html>

【本文資料(PDF)別添資料】

「逃げキッド使い方ガイド」をみて、マイ・タイムラインを作ってみよう！

【参考資料】

「マイ・タイムライン」について

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [853 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sagami_00000051.html

6. タイムラインの考え方を取り入れたフェーズ別高潮対応計画を策定 ～東京湾の堤外地の高潮リスク低減に向けて～

関東地方整備局 港湾空港部

東京湾は我が国の外貿コンテナ貨物の4割を取扱うなど、首都圏の経済活動を支えています。しかしながら、湾内の交通・産業インフラの大半は、海岸堤防等で防護されていない「堤外地」に集積していることから、大規模な高潮被害が発生した場合、国内総生産の4割を占める首都圏のみならず、我が国全体の経済活動にも支障を及ぼすことが懸念されます。

一方、高潮に対しては気象予報等を踏まえ、事前に適切な防災行動を取ることでリスクを低減させることも可能です。このため、関東地方整備局では関係機関との議論を踏まえ、東京湾で高潮の発生が予測される場合の国や港湾・海岸管理者が事前にとるべき防災行動を、タイムライン(時系列)に沿って示した「フェーズ別高潮対応計画」を作成しました(本文資料(PDF)別紙参照)。

本計画は、国土交通省港湾局において、今年度中に公表予定の「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン」に盛り込まれる予定です。

今後は、上記計画をもとに川崎港をケーススタディとして、エリア全体で高潮リスクを低減するための具体的な施設計画等を策定すべく、検討を進めて参ります。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [201 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/nagano_00000299.html

7. ～『首都圏広域地方計画』の取り組み状況をまとめました～

関東地方整備局 首都圏広域地方計画推進室

首都圏広域地方計画協議会は、首都圏広域地方計画の取り組み状況を初めてとりまとめました。

計画策定後、先行的に実施するプロジェクトとして国土審議会に報告された「5つの広域連携プロジェクト※」では、

- ・リニア新駅開業を踏まえた駅周辺整備の基本計画などの策定(※下記(1)関係)
 - ・東日本連携広域周遊ルートの公表(※下記(2)関係)
 - ・圏央道茨城区間の全線開通、物流施設「佐野インランドポート」の供用開始(※下記(3)関係)
 - ・UR 団地等で地域医療福祉拠点化等の取り組み(※下記(4)関係)
 - ・世界初、高速道路で CACC を用いたトラックの後続有人隊列走行実験(※下記(5)関係)
- 広域連携プロジェクト以外でも
- ・都県と不動産関係団体との間で、大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定を締結するなど、計画が着実に進んでいます。

今後、協議会では、二地域居住・定住の促進に関する検討、近郊居住地の再生に関する検討を進めるなど、計画推進に向け取り組んでまいります。

※5つの広域連携プロジェクト(H29.6 国土審議会に報告)とは

- (1)リニア開業を踏まえた首都圏の国際競争力高度化 PJ
- (2)東日本地方創生回廊とスーパー・メガリージョンとの連結拠点創出 PJ
- (3)太平洋・日本海横断高競争力製造業ベルト創出 PJ
- (4)新たな働き方・暮らし方を実現する首都圏3リングの形成 PJ
- (5)IoT・ICTを活用した豊かなスマート関東の実現 PJ

◆本文資料(PDF)添付資料

首都圏広域地方計画の概要、主な取り組み状況(概要版)


◆公表先

全プロジェクトの取り組み状況は、以下のホームページに掲載していますのでご覧ください。

関東地方整備局ホームページ「首都圏広域地方計画」

<http://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/kokudo00000060.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [4251 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/syuto_00000096.html

9. 地域インフラサポートプラン ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>)にて紹介しています。
(現在、214話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 水防月間（5月1日～5月31日）のお知らせ ～洪水から守ろうみんなの地域～

国土交通省では、防災・減災の取組の一環として、梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、国民一人ひとりが水防の意義及び重要性について理解を深められるよう、毎年5月（北海道では6月）を「水防月間」として定めています。

水防災意識社会（みずぼうさいいしきしゃかい）の再構築に向けて、大規模氾濫減災協議会の場等も活用して関係機関と協力し、各地域において総合水防演習等の水防訓練や水防団等と河川管理者による合同巡視等、様々な取組を実施します。

水防訓練

（1）総合水防演習

警察・消防・自衛隊や関係自治体等と連携した大規模な総合水防演習を行います。

昨年の水防法の改正を踏まえ、要配慮者利用施設の避難訓練や地域の建設業者と連携した訓練を行います。また、地元企業や自治会、NPOなど多様な主体の参加とともに、見学者向けの体験コーナーの設置や分かり易い水防工法等の解説を行うことで地域の水防意識の向上を図ります。

（2）水防管理団体（市町村等）が行う水防訓練

水防団や消防団を対象とした水防工法の知識の取得と技術の体得のための水防工法訓練を開催します。

（3）水防技術講習会

水防団員や国土交通省職員等を対象に、河川管理施設（樋門等）や災害対策車両（排水ポンプ車等）の操作訓練等の実施や水防技術を伝承する人を育てるための講習会を

開催します。

洪水予報連絡会等の開催

国が水防管理団体や都道府県などの関係機関と連絡会を開催し、洪水予報や水防警報といった水防活動に必要な情報の伝達体制の確認をします。

水防団等と河川管理者による重要水防箇所の合同巡視

水防団等と河川管理者が合同で巡視を行い、水防活動のうえで特に注意を要す箇所（重要水防箇所）や水防倉庫、水位観測所を確認し、洪水時の適切な水防活動を行えるよう備えるとともに、地域住民の参加により地域の水防意識の向上を図ります。

河川管理施設の点検等


河川管理施設を点検し、必要な補修等を行うとともに、操作体制を確実にします。また、許可工作物の施設管理者に対し必要な指導監督等を行います。


その他


ポスター・リーフレットの配布を通じ水防月間のPR活動を行うなど、広く国民に向け水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図ります。

また、若者や女性などを含めた水防団員の募集を行います。

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[H30年度 総合水防演習開催日程](#)（PDF形式）

[リーフレット](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo05_hh_000171.html

2. 営繕工事において施工合理化技術の更なる活用促進

～i-Constructionの建築分野への拡大を踏まえ活用方針を策定～

- ・平成30年度に発注する新営工事において発注者指定で施工合理化技術の活用（試行）を開始します。
- ・総合評価落札方式で施工合理化技術を評価項目とする取組を導入します。
- ・施工合理化技術を提案し効果が確認された場合は、工事完了後の請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記します。

1 制定の経緯

国土交通省は平成29年12月、平成30年度から建設現場の生産性向上を図るi-Constructionを建築分野にも拡大する方針が閣議決定されました※1。

これまでも受注者提案に基づき施工合理化技術を導入してきましたが、この方針を踏まえ、更なる施工合理化技術の積極的な活用を図るため、「営繕工事における施工合理化技術の活用方針」を定め、4月9日付で地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部、沖縄総合事務局開発建設部、及び大臣官房官庁営繕部関係各課あて通知しました。

この方針は平成30年4月10日以降に入札契約手続きを開始する官庁営繕関係の新営

工事に適用します。

2 「営繕工事における施工合理化技術の活用方針」の概要（詳細は別紙）

(1) 発注者指定で施工合理化技術※2の活用（試行）を開始

実施内容：発注者指定で施工 BIM、情報共有システム、ICT 建築土工、電子小黒板を活用（試行）

(2) 総合評価落札方式で施工合理化技術を評価項目とする取組を導入（入口評価）

(3) 施工合理化技術について請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記（出口評価）

※1 平成 29 年 12 月 8 日 新しい経済政策パッケージについて（閣議決定）

※2 施工合理化技術：プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT 施工、ロボット活用等）、

BIM、ASP 等を活用したもので施工の合理化に資するもの。

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF 形式）

[【別紙】営繕工事において施工合理化技術の更なる活用促進](#)（PDF 形式）

[【参考】営繕工事における施工合理化技術の活用方針](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo02_hh_000106.html

3. 津波防災地域づくり推進計画作成ガイドラインを改定しました ～推進計画の作成プロセスを明らかにした、実用的な内容に改定～

国土交通省は、地域の実情に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）の作成を促進するため、「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」について、市町村の実務担当者にとってより実用的になるよう内容を見直しました。


平成 23 年 12 月に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」では、津波防災地域づくりを総合的に進めるため、市町村は、ハード・ソフト施策を地域の実情に応じて効果的に組み合わせて総動員する「推進計画」を作成することができることとされています。

国土交通省では、平成 28 年 6 月に「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」を策定しましたが、今般、平成 29 年度に実施した政策レビューにおいて明らかになった市町村が抱える計画作成上の課題を踏まえ、計画作成プロセスを明確化し、計画作成にあたっての工夫や留意点を新たに盛り込むとともに、市町村の検討状況等に応じた構成（基礎編、実践編、参考資料編）に見直すなど、実用的な内容に改定しました。

津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン

（国土交通省 HP）<http://www.mlit.go.jp/common/001230612.pdf>

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF 形式） 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000950.html

4. 災害復旧事業の制度拡充を行います ～九州北部豪雨での取組みを全国に展開～


国土交通省では、平成29年7月九州北部豪雨において、大規模かつ広範囲に土砂・流木等により埋塞した河川について、迅速かつ円滑に災害復旧が図られるよう、福岡県及び大分県に限り、災害復旧事業の制度を拡充しました。

今般、この制度拡充の適用範囲を全国に拡大することとし、地方公共団体にこの旨を通知しました。

●今後、発生した全国の災害に対して、大量の土砂・流木等で河川等が埋塞した場合、以下の扱いが可能となります。1.広範囲にわたって被災し、埋塞している河川について、川幅を拓げるなどの一定の計画に基づいて行う改良的な復旧事業（一定災）として事業採択できるよう拡充する。この結果、査定設計書の作成などの事務手続き及び地方負担の軽減が図られます。

2.公共土木施設の被災状況を掘り起こして確認することなく「全損」（全て壊れているもの）として災害査定を行う。この結果、本格的な災害復旧事業への着手が大幅に迅速化されます。

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000708.html

5. 洪水情報の緊急速報メール配信をすべての国管理河川に拡大します！ ～洪水時における住民の主体的な避難の促進に向けて～

平成30年5月1日より、緊急速報メールを活用した洪水情報※1のプッシュ型配信※2のエリアを、すべての国管理河川（109水系）に拡大します。（現在68水系）

※1「洪水情報」とは、指定河川洪水予報の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※2「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から洪水情報のプッシュ型配信に取り組んでおり

ます。

現在、国管理河川68水系412市町村で運用しているところですが、本年5月1日から、以下のとおり配信対象のエリアを拡大します。

- 1 エリア拡大開始日
平成30年5月1日（火）
- 2 配信対象
国が管理する全109水系の712市町村（別表による）
- 3 配信対象者
配信対象エリア内の携帯電話等（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象
- 4 配信する情報
対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に到達した）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信
- 5 留意事項
 - ・携帯電話事業者毎の基地局や通信システムの関係により、配信対象となる市町村よりも広範囲のエリアに緊急速報メールが送信されることがあります。
 - ・携帯電話等の電源が入っていない場合や、圏外、電波状況の悪い場所、機内モード時、通話中、パケット通信中の場合は受信することができません。
 - ・ご利用の機種により、緊急速報メールに対応していない場合があります。
 - ・緊急速報メールを受信するために、受信設定が必要な場合があります。詳細については、各携帯電話事業者のホームページよりご確認ください。

NTTドコモ：

https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/compatible_model/index.html

KDDI・沖縄セルラー：

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/enabled-device/>

ソフトバンク：http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/models/

ワイモバイル：http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/

添付資料

[洪水情報の緊急速報メール配信をすべての国管理河川に拡大します！](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000714.html

6. 「全国版空き家・空き地バンク」を高機能化し、4月から本格運用を開始！！

地域の魅力紹介に加え、ハザード情報、生活支援情報等を地図上に重ねて表示できるようにするなど、昨年10月から試行運用してきました「全国版空き家・空き地バンク」の更なる高機能化を図り、いよいよ本年4月から本格運用を開始します！

これにより、空き家等のマッチングの一層の促進が期待されます。

1. 「全国版空き家・空き地バンク」の高機能化

空き家等の物件情報に加えて、ユーザーのニーズに応えるため、ハザード情報、生活支援情報等を地図上に重ねて表示できるように改良し、高機能化を図りました。（詳

細は【別紙】をご参照ください。なお、今後、表示できる項目を更に充実させていく予定です。）

2. 新たな検索軸の構築（農地付き空き家・店舗付き空き家）

農産漁村地域への移住や空き家等を活用して店舗を経営したいというユーザーのニーズに応えるため、『農地付き空き家』、『店舗付き空き家』に関する新たな検索軸を構築し、簡易に検索できるようにしました（3月末時点で、農地付き空き家は204件（LIFULL版バンク167件、アットホーム版バンク37件）、店舗付き空き家は95件（LIFULL版バンク71件、アットホーム版バンク24件）が登録済みです。）。

3. これまでの運用状況

「全国版空き家・空き地バンク」には、本年3月末時点で、全国の492自治体が参加し、LIFULL版バンクには2,411件、アットホーム版バンクには1,004件の空き家等の情報が掲載されており（※）、今後、更に登録数が増えていく予定です。


（※）一部、2事業者に重複して掲載されている物件があります。

同バンクに参加している自治体へのアンケート調査（361自治体より回答）によると、試行運用過程においても、既に142件（売買101件、賃貸41件）が成約につながっており、今後、空き家等のマッチングの一層の促進が期待されます。

各事業者によるサービスの詳細は、下記リンク先及び別紙をご参照下さい。

- 株式会社 LIFULL：<https://www.homes.co.jp/akiyabank/>
- アットホーム株式会社：<https://www.akiya-at-home.jp/>
- 国土交通省：<http://www.mlit.go.jp/>

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[別紙](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000712.html

7. 道路法等の一部を改正する法律が成立し、その施行に必要な関係政省令が公布されました

平成30年3月30日、道路法等の一部を改正する法律が成立し、道路財特法※1に基づく道路整備に係る財政上の特別措置※2が平成30年4月1日から施行することとされたことから、関係政省令の規定について、補助国道の修繕に係る国費率のかさ上げ措置の具体的な内容を規定する等、所要の改正を行います。

※1 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

※2 道路財特法に基づく道路の改築に対する国費率のかさ上げ措置の10年間延長、補助国道の修繕に係る国費率のかさ上げ措置の新設

1. 概要

道路法等の一部を改正する法律により、道路財特法に基づく道路の改築に対する国費率のかさ上げ措置を10年間延長するとともに、補助国道の修繕に係る国費率のかさ上げ措

置を新設したことに伴い、財政上の特別措置の内容の見直しを行います。


- (1) 地方公共団体による老朽化対策への支援の強化（政令規定事項）
 - 補助国道の修繕に係る国費率のかさ上げ措置の具体的な内容を規定します。
- (2) 財政力の低い地方公共団体への支援の強化（政令規定事項）
 - 地方公共団体の財政力に応じた国費率のかさ上げ措置を市町村道の改築や補助国道等の修繕についても適用できるよう、見直しを行います。
- (3) 交付金事業のかさ上げ措置の対象を重点化（省令規定事項）
 - 交付金事業のかさ上げ措置の対象を社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の重点配分対象事業に重点化します。
- (4) その他
 - その他所要の改正を行います。


2. スケジュール

公布日：平成30年3月31日（土）

施行日：平成30年4月 1日（日）

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[【政令】要綱](#)（PDF形式）

[【政令】案文・理由](#)（PDF形式）

[【政令】新旧対照表](#)（PDF形式）

[【政令】参照条文](#)（PDF形式）

[【省令】案文・新旧](#)（PDF形式）

[【省令】参照条文](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji05_hh_000143.html

8. 全都道府県で高速道路ナンバリングによる道案内を開始します！

～わかりやすい道案内の実現に向けて～

訪日外国人をはじめ、すべての利用者にわかりやすい道案内の実現を目指すため、高速道路の路線名に併せ、固有の言語に依存しない路線番号を用いる「ナンバリング」による道案内を、平成29年2月の圏央道での導入を皮切りに、全国的に推進しています。

このたび、4月から全都道府県において、高速道路ナンバリングによる道案内を開始しますのでお知らせします。

引き続き、2020年までの高速道路ナンバリングの概成を目指し、各道路管理者等と連携し、わかりやすい道案内を推進します。

ポイント

- ①国土交通省では、各地方公共団体や高速道路会社等と連携してナンバリング標識を整備するために、各都道府県の道路標識適正化委員会注）を開催し、計画的に整備を行っています。


注）各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識等の表示内容等を

検討する委員会

② 2020年までの高速道路ナンバリングの概成を目指し、各道路管理者等で連携し、整備を推進します。

※詳細は、添付資料をご覧ください。

添付資料

[記者発表資料](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000152.html

◆◆地域の動き◆◆

横浜市の橋梁の老朽化対策に向けた取組み

「的確な補修事業の実施に向けて」



横浜市 道路局 建設部 橋梁課

1. 管理橋梁の現状

(1) はじめに

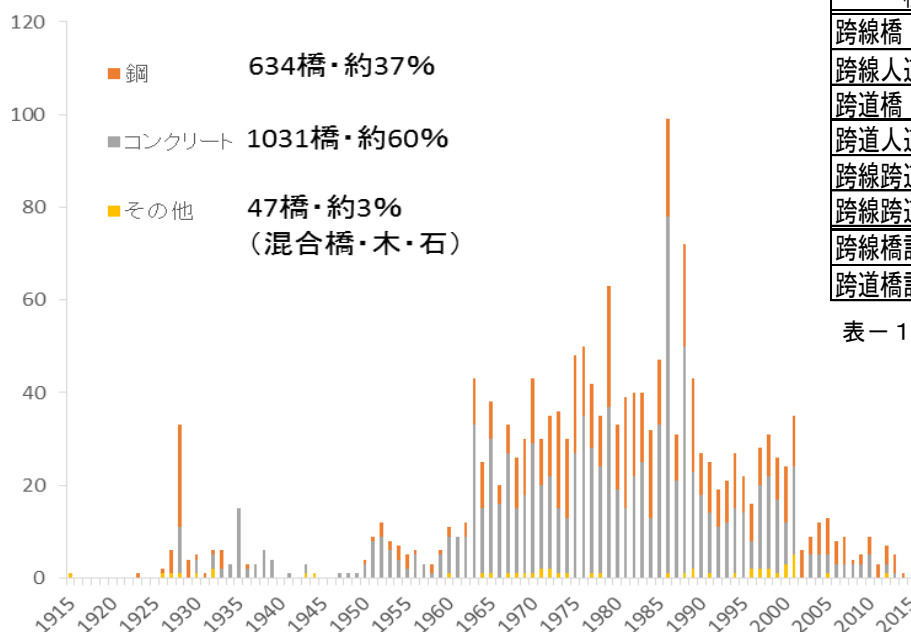
横浜市の管理橋梁数は、1,712 橋(平成 30 年 4 月 1 日現在)となっています。

本市の管理橋梁は、1960 年代から 80 年代に集中的に建設された橋梁が多く、建設後 50 年以上経過している橋梁の割合は、2018 年時点で約 21%、10 年後の 2028 年時点では約 43%、20 年後の 2038 年には約 70%となる見込みであり、概ね全国的な状況と同様の傾向で老朽化が進行していくと考えられます(図-1 参照)。



建設後 90 年以上が経つ震災復興橋梁の点検

また本市の管理橋梁の特徴として、跨線橋、跨道橋が多く、(表-1 参照)、桁下利用者等への第三者被害防止の観点からもより細やかな維持管理が必要となります。



種類	橋梁数
跨線橋	83
跨線人道橋	54
跨道橋	251
跨道人道橋	32
跨線跨道橋	13
跨線跨道人道橋	1
跨線橋計	151
跨道橋計	297

表-1 跨線橋・跨道橋数

図-1 横浜市管理橋梁の建設年次と構造種別

(2) 橋梁点検の進捗状況と健全度

平成 26 年に義務化された「近接目視による定期点検」についても、26 年度から約 350 橋/年のペースで点検を進め、29 年度末時点で約 8 割の点検が完了しています。跨線橋の定期点検についても、各鉄道事業者の協力を頂きながら順調に進めています。



現在のところ、近接目視点検の一度目のサイクルの期限である 31 年 3 月までに全橋梁の点検が完了する見込みです。

28 年度までの 3 年間の点検に基づく健全度判定区分の割合は下図(図-3)の通りであり、16 年度以降に進めてきた定期点検、補修等の取組もあり、現在のところ通行止め等を必要とする橋梁は有りません。

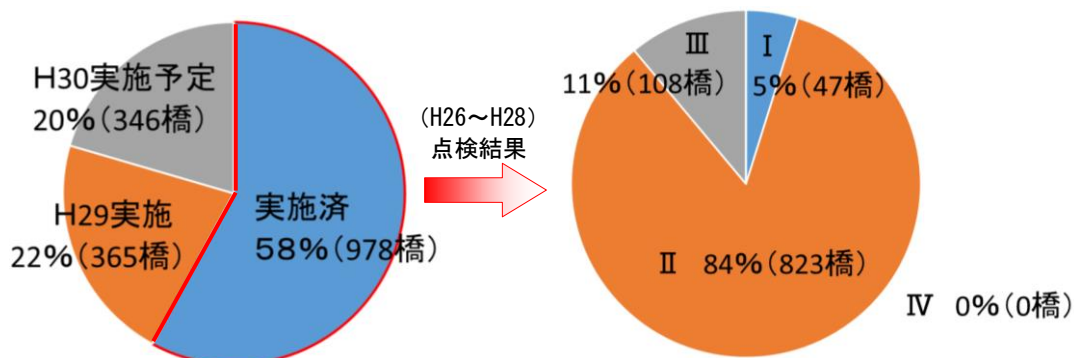


図-2 橋梁点検の進捗状況

図-3 橋梁の判定区分の割合

2. 老朽化対策のこれまでの取組

本市では、進行する都市インフラの老朽化にいち早く対応するため、平成 12 年度に「公共施設の長寿命化」の基本方針を定め、市独自の定期点検要領を策定するとともに、14 年度から、この定期点検要領に則り定期点検を開始しました。

15 年度からは、橋梁に特化した長寿命化計画を策定するために、学識者にも参加頂き、「横浜市橋梁長期保全更新計画検討委員会」を開催し、橋の健全度や重要度の考え方、部材ごとの劣化予測や補修方法について検討を行った後、全ての橋梁の点検を行い、24 年度に「横浜市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

現在は、毎年の点検結果を踏まえて確実に補修事業に反映できるよう、優先順位や補修時期などを検討し毎年度この計画の更新を行い、補修事業を進めています。

3. 横浜市橋梁長寿命化修繕計画

(1) 計画の目的

- ・ 計画的に橋梁の補修等を行っていくことで、長期的な橋梁管理のトータルコストを最小化し、将来の大きな財政的負担の緩和・平準化を図ること
- ・ 上記の実現のための基本的な管理方針として、点検方法、保全更新の方針、保全更新の優先順位決定の考え方等を体系的に整理すること

(2) 補修事業の優先順位付けの基本的な考え方

早期措置段階（健全度Ⅲ）にある橋梁については、原則として点検後5年以内に補修に着手できるよう、補修時期を検討することを前提としつつ、85%を占める予防保全段階（健全度Ⅱ）の橋梁については、下記のように優先順位づけを行っています。

①点検結果を基に橋梁毎の**健全性**を比較するための指標として横浜市独自に定める、「**YBHI**」を算出する
 (Yokohama Bridge health Index の略)
 $YBHI = \sum (\text{部材の重要度} \times \text{部材の損傷度}) \times 100$ で計算した数値)

②橋梁の**重要度**の指標「**YBPI**」を算出する
 (Yokohama Bridge Public Index の略。
 「緊急輸送路」、「跨線橋・跨道橋」、「交通容量」の3つの要素で評価)

③マトリックス(図-4参照)に①、②をプロットし、優先順位を決定する

(3) 橋梁管理システム

本市では、橋梁台帳管理、点検調書、補修履歴調書、補修保全費用や劣化予測のシミュレーションを行う橋梁マネジメントシステムの4つの機能を一元的に管理する橋梁管理システム(図-5参照)を構築しています。

このシステムに最新の定期点検結果や補修履歴を反映させうえて、予算の見通しや関係機関との協議状況などの補修事業を行う上での考慮事項なども勘案し、長寿命化修繕計画の更新を行っています。

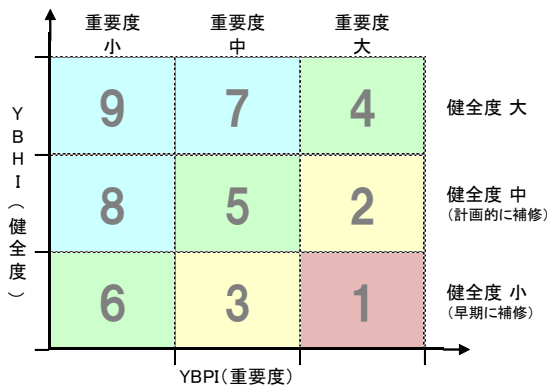


図-4 補修優先順位マトリックス

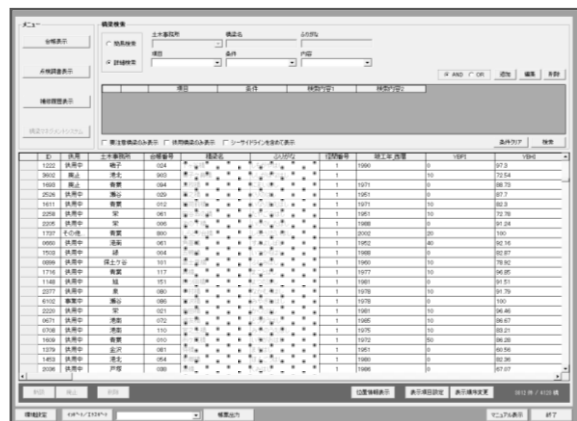


図-5 橋梁管理システム操作画面